

健康保険 資格情報のお知らせ 再交付申請書

記入例

資格情報のお知らせを紛失・棄損したために再交付を希望する場合はご使用ください
ただし、マイナポータル【医療保険の資格情報画面】を参照できる場合は、当該画面で代用可能なため、原則申請は不要です
詳細は、以下留意事項を参照ください

被保険者情報	記号・番号	記号(左つめ) 番号(左つめ)		生年月日	
	氏名	フリガナ		1 昭和 2 平成 3 令和 年 月 日	
	郵便番号	電話番号			
	住所	都 道 府 県			

対象者欄	対象者	☐ 1 被保険者(本人)分のみ ☐ 2 被扶養者(家族)分のみ ☐ 3 被保険者(本人)および被扶養者(家族)分		対象者を必ず選択してください。	
	被保険者	フリガナ 氏名	生年月日	申請理由	
	被扶養者①	フリガナ 氏名	生年月日	申請理由	
	被扶養者②	フリガナ 氏名	生年月日	申請理由	
	被扶養者③	フリガナ 氏名	生年月日	申請理由	

被扶養者が対象の場合は、
こちらに記入してください。

留意事項	資格情報のお知らせは、マイナポータルに登録されている【医療保険の資格情報画面】で代用可能です。 医療保険の資格情報画面は、スマートフォンなどを用いてマイナポータルへアクセスすることで参照することが可能です。 (右記QRコードからアクセスください。) なお、医療保険の資格情報画面は、マイナポータルのダウンロード機能を用いることであらかじめスマートフォンなどに登録しておくことができます。 医療保険の資格情報画面を参照することが可能な場合は、資格情報のお知らせ(紙)を携帯することは必須ではないため、紛失したとしても再交付の申請は不要です。	医療保険の資格情報画面	申請理由は必ず選択してください。 3.その他を選択の場合は、詳細ご記入ください。余白に記入いただいても大丈夫です。
	事業主欄	上記のとおり被保険者 事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話番号	社会保険労務士 提出代行

【記入方法】
○すべて記入してください。
○マイナポータルで上記【医療保険の資格情報画面】を参照できない方は、「資格情報のお知らせ」の再交付申請を提出してください。
※【医療保険の資格情報画面】とマイナンバーカードにて、医療機関等受診可能です。

Q19 資格情報のお知らせを加入者全員に交付する必要があるか。

A 資格情報のお知らせは、マイナ保険証の保有者が自身の加入者資格等を簡易に確認できるように交付いただくことに加えて、「オンライン資格確認等システムへのデータ登録の迅速化と受診時のマイナ保険証による資格確認の円滑化について」（令和6年7月5日付け保保発 0705 第1号及び第2号厚生労働省保険局保険課長通知）によりお示ししている通り、中間サーバーへの加入者情報等の登録（データ登録）完了を確実に被保険者等にお知らせする必要もあることから、資格確認書交付対象者を含む全加入者に対して交付をお願いします。

ただし、資格情報のお知らせに代えて、別の手段によりデータ登録完了をお知らせする場合は、資格確認書の保有者に対して別途資格情報のお知らせを交付する必要はありません。なお、この場合であっても、保険者における実務を勘案し、資格確認書の保有者も含めた全加入者に対して交付することは差し支えありません。

Q22 資格情報のお知らせのき損・滅失があった場合再交付する必要があるのか。

A 資格情報のお知らせのき損・滅失による再交付申請があった場合は、再交付してください。ただし、マイナポータルにより自身の資格情報を確認することができる方については、再交付を要しません。

Q24-5 資格情報のお知らせを更新して再交付する場合、既に交付している資格情報のお知らせを返還させる必要があるか。

A 資格情報のお知らせは、更新時の返還は不要です。その上で、既に交付している更新前の資格情報のお知らせについては、自己破棄を案内するなどの対応が考えられます。

Q24-6 マイナ保険証を持っている人は、資格情報のお知らせを併せて持ち歩く必要があるのか。

A マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証だけで顔認証付きカードリーダー等のある医療機関を受診することが可能です。他方で、顔認証付きカードリーダー等マイナンバーカードを読み取る端末がない施設（オンライン資格確認等システムの義務化対象外施設、経過措置対象施設等）も一部存在するため、そういった医療機関を受診する際には、マイナンバーカードと併せて資格情報のお知らせも持参してください。なお、資格情報については、資格情報のお知らせだけでなく、マイナポータルにアクセスしてスマートフォン等の画面を提示することや、あらかじめダウンロードしたものを提示することも可能です。